



つくばみらい市告示第 42 号

つくばみらい市感染症予防対策委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月27日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市感染症予防対策委員会要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市感染症予防対策委員会要綱（平成18年つくばみらい市告示第80号）
の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども局長

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

つくばみらい市感染症予防対策委員会要綱(平成18年つくばみらい市告示第80号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>こども局長</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>こども課長</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>